

7 消安第 4387 号
7 畜産第 1740 号
7 畜産第 1743 号
7 経営第 1753 号
令和 7 年 10 月 22 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
農林水産省畜産局企画課長
農林水産省畜産局食肉鶏卵課長
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る
経営支援対策の周知等について

日頃から、地域畜産の振興に御尽力頂き感謝申し上げます。

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これに伴い、発生農場及び制限区域内の農場を中心に生産者等が経済的影響を受け、経営に支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、別添経営支援対策について、発生農家、その他関係のある生産者に対して周知方お願いするとともに、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者等に対しては、雇用調整助成金及びセーフティネット貸付について、一定の要件に該当する際には活用可能な場合があることを周知方お願いいたします。

また、経営支援対策に係る生産者からの各種申請、都道府県における計画審査・承認等におきましては、できる限り速やかにその手続が行われますよう重ねてお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、これらの経営支援対策を活用することが可能であることから、本通知により経営支援対策の周知を行っていただくようお願いいたします。

(別添)

1. 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策について
2. 家畜伝染病予防費の概要
3. 家畜疾病経営維持資金の概要
4. 農林漁業セーフティネット資金の概要
5. 家畜防疫互助事業のパンフレット
6. 雇用調整助成金の概要

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する経営支援対策について

区 分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
a. 家伝法での支援	○殺処分家畜等に対する手当金 （患畜：家畜の評価額の1/3） （疑似患畜：家畜の評価額の4/5） ○殺処分家畜等に対する特別手当金 （患畜：家畜の評価額の2/3） （疑似患畜：家畜の評価額の1/5） ○死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金（1/2） （場合によっては都道府県が焼埋却を実施） （ ・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置 ）	○農家に対する助成措置 （ ・売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国（1/2）と県（1/2）で全額助成 ） （ ・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置 ）	

区 分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
b. 融資 利率 R7. 10. 21現在 ※融資実行 までの期間 は案件に よって異な る。	○家畜疾病経営維持資金のうち <u>経営再開資金（クイック融資メニュー、通常メニュー）</u> 貸付対象：対象疾病の発生農家 ※ただしクイック融資メニューの場合、 発生に際して県への通報が大幅に遅延した 疑いのある者等を除く ○経営再開資金（クイック融資メニュー） ・貸付限度額：手当金等交付見込額※ ¹ （上限3億円） ・償還期限：2年以内（一括償還） ただし、手当金等交付を受けた場合は 速やかに償還 ・貸付利率：無利子 ・その他：保証料免除（農業信用保証保険制度活用の場合） ※ ¹ 過去の手当金等交付時の評価実績額に0.8を乗じて得た 畜種ごとの1頭羽当たりの単価に処分頭羽数を乗じて計算 （採卵鶏）839円/1羽 （肉用鶏）374円/1羽 ○経営再開資金（通常メニュー） ・貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.675%	○家畜疾病経営維持資金のうち <u>経営継続資金</u> 貸付対象：移動制限又は搬出制限区域内の 畜産経営者 ○経営継続資金 ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.675%	○家畜疾病経営維持資金のうち <u>経営継続資金</u> 貸付対象：①制限区域内の農家又はと畜場等と の取引が停止された者 ②輸出が停止された区域内の畜産 経営者 ○家畜疾病経営維持資金のうち <u>経営維持資金</u> 貸付対象：家畜等の価格低下等の経済的影響 を受けた者 ○経営維持資金 ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：2.100%
	地方自治体が以下の予算措置を行った場合、その1/2を特別交付税として措置 ① 本資金の上乗せ利子補給を行う ② 本資金の債務保証にあたり農業信用基金協会に支払う保証料を軽減する		
	○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫） ○資金使途：経営の維持安定に必要な長期の資金 ○貸付限度額：経営費の6か月分※ ² 又は600万円 ○償還期限：15年以内（据置3年以内） ○貸付利率：1.25～1.85% ※ ² 年間経営費の6/12（6か月分）に相当する額又は粗収益の6/12（6か月分）に相当する額のいずれか低い額		

区 分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外（全国）
c. 家畜防疫互助基金支援事業 （予算）	○加入農家が新たに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう及びエミューを導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。 上限単価		

【お問合せ先】

①経営支援 対策

a. 家伝法での支援

お問合せ先：消費・安全局動物衛生課
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292

c. 家畜防疫互助基金支援事業

□（一社）日本養鶏協会（03-3297-5515）

b. 融資

・家畜疾病経営維持資金、畜産リノベ資金

制度に関するお問合せ先：畜産局企画課

代表：03-3502-8111（内線4896）

ダイヤルイン：03-3502-5981

借入を希望する場合は最寄りの農協、信用農協連合会、銀行など

・農林漁業セーフティネット資金

□（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール0120-154-505）

□沖縄振興開発金融公庫（098-941-1840）

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

＜対策のポイント＞
家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う家畜の伝染性疾病（口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用を交付します。

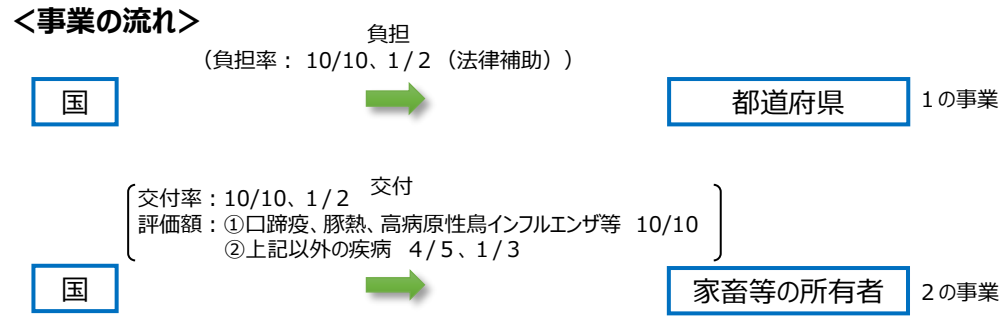
＜事業目標＞
家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る（家畜伝染病予防法第1条）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 家畜伝染病予防費負担金
- 家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う
- ① 家畜の検査等に必要な旅費
 - ② 豚熱ワクチン等の購入費及び接種に必要な資材費
 - ③ まん延防止措置等に必要な薬品費、衛生資材費
 - ④ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
 - ⑤ まん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
 - ⑥ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金
- 家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。
- また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として評価額全額を交付します。更に、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金等を交付します。



家畜伝染病予防費負担金
(対象：都道府県)

家畜防疫員の旅費
動物用生物学的製剤（ワクチン等）の購入費
薬品（消毒薬等）の購入費
等

発生予防の取組

患畜処理手当等交付金
(対象：家畜等の所有者)

・ 野生動物に使用するワクチン等の購入費
・ 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用
・ 衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費
・ 消毒ポイントの運営に要する費用
・ 焼埋却に要する費用
・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援
・ と殺家畜等に対する手当金
※口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、原則として評価額の10/10を交付。
・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金
・ 焼埋却に要する経費

まん延防止の取組

2② 家畜伝染病予防費の概要

該 当 条 文	内 容	負 担 率 等	交 付 先
1 法第58条関係 (へい殺畜等手当金) 動物又は物品の所有者に対する手当金等の交付	(1) 患畜の殺処分手当金 (2) ブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜の殺処分手当金 (3) 疑似患畜の殺処分手当金 (4) 検査等の事故畜（死亡畜又は死流産胎児）に対する手当金 (5) 焼却又は埋却した物品に対する手当金（腐蛆病等） (6) 殺処分した患畜に対する特別手当金 (7) 殺処分した疑似患畜に対する特別手当金 (8) 焼却又は埋却した物品に対する特別手当金	評価額の1/3（上限額あり） 評価額の4/5（上限額あり） 評価額の4/5 評価額の10/10 評価額の4/5 評価額の2/3 評価額の1/5 評価額の1/5	個人 (所有者)
2 法第59条関係 (へい殺畜等焼却埋却費交付金) 動物の死体又は物品の所有者に対する焼埋却費の交付	(1) 殺処分した家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (2) 汚染物品の焼却又は埋却に要した費用	1/2 1/2	個人 (所有者)
3 法第60条関係 (家畜伝染病予防費負担金) 知事又は家畜防疫員が法を執行するのに必要な費用の負担	(1) 家畜防疫員旅費 (2) 評価人の手当及び旅費 (3) 雇入獣医師手当 (4) 牛疫予防液の購入費又は製造費 (5) (4) (6) 以外の動生剤の購入費又は製造費 (6) 家畜以外の動物に使用する農水大臣が指定する動生剤の購入費又は製造費 (7) 農林水産大臣の指定する薬品の購入費 (8) 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料 (9) 家畜以外の動物の検査、注射、投薬等に要した費用 (10) 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用 (11) 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用 (12) 特定家畜等の移動制限等に起因する売上げの減少額又は費用の増加額に相当する負担	10/10（寄生虫病予防は1/2） 10/10 1/2 10/10 1/2 10/10 10/10（寄生虫病予防は1/2） 1/2 1/2 1/2 1/2（指定家畜は10/10） 1/2	都道府県
4 法第60条の2関係 (指定家畜補償金等) 指定家畜等の所有者に対する補償金の交付	(1) 殺処分した指定家畜に対する補償金 (2) 指定家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (3) 指定家畜の飼料費その他の飼養に要した費用	評価額の10/10 10/10 10/10	個人 (所有者)

家畜疾病経営維持資金融通事業

1 事業の目的

畜産経営において高病原性鳥インフルエンザ、CSF、口蹄疫、伝達性海綿状脳症（BSE、スクレイピー等）等の広範囲に影響を与える家畜伝染病が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 貸付対象者

① 経営再開資金（クイック融資メニュー、通常メニュー）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者（クイック融資メニューの場合、異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、まん延につながる行動をとった疑いがある場合などは対象外）。

② 経営継続資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴い経営継続が困難となった者であって、次に該当する者。

ア) 家畜等の移動制限又は搬出制限の対象となった家畜を飼養する者

イ) 移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との、家畜等の取引が停止された畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの

ウ) 輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの

③ 経営維持資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

(2) 資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

(3) 貸付条件（利率は令和7年10月21日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人：2,000 万円 法人：8,000 万円	(1 頭当たり，100 羽当たり) 乳用牛 13 万円、肥育用牛 13 万円、繁殖用雌牛 6.5 万円、肥育豚 1.3 万円、繁殖豚 2.6 万円、家きん 5.2 万円、繁殖用めん羊及び山羊 1.3 万円	
償還期限	7 年以内		
うち据置期間	3 年以内		
貸付利率	1. 6 2 5 %以内 (※)		2. 1 0 %以内

（※）クイック融資メニューは無利子

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 （公社）中央畜産会

5 融資枠 60億円（令和4年～令和8年度）

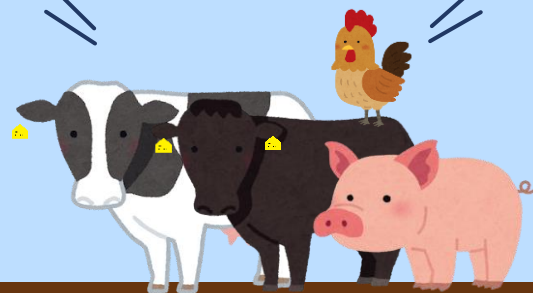
担当課：畜産局企画課

代表 03-3502-8111 内線 4896

担当者：加藤、齊藤

家畜疾病経営維持資金 クイック融資メニュー

重大疾病発生時の
セーフティネット



クイック融資メニューはこんな資金です

ポイント. 迅速な資金融通により、疾病発生直後の資金繰りを支援します!

対象疾病※¹の発生に伴う家畜等の処分により、経営停止などの深刻な影響を受けた畜産農家※²向けに、迅速な資金の融通※³を支援します。

貸付対象	対象疾病発生農家※ ²
貸付限度額	手当金等交付見込額(上限3億円)※ ⁴ ⇒家畜1頭羽当たりの単価×処分頭羽数
償還期限	2年以内(一括償還) <u>手当金等を受けたら 償還期限にかかわらず速やかに償還</u>
貸付金利	無利子
その他の支援	保証料免除※ ⁵
融資機関	○民間金融機関 農協、銀行、信用金庫、商工中金 等

○ 家畜1頭羽当たりの単価(主なもの)

肉用牛	552,532円
乳用牛	296,822円
繁殖豚(雌)	71,936円
肥育豚	16,030円
採卵鶏	839円
肉用鶏	374円

※¹ 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が対象となります。

※² 発生農家であっても、以下の場合には対象になりません。

①対象疾病のまん延につながる行動をとったり、まん延防止措置に協力しないなどの疑いがある場合

②通報遅延や飼養衛生管理基準不遵守の疑いにより、手当金等が20%を超える減額が見込まれる場合

※³ 債務保証の利用等、個々の利用条件により異なりますが、最短で数週間から1か月を想定しています。

※⁴ 過去の手当金等交付時の評価実績額に0.8を乗じて得た畜種ごとの1頭羽当たりの単価に処分頭羽数を乗じて計算します。

※⁵ 農業保証保険制度による債務保証を利用する場合は、農家が負担する保証料を免除します。

まずは、地域の金融機関、普及指導員、都道府県担当部局にご相談を!!

alic 農畜産機構
独立行政法人 農畜産業振興機構

中央畜産会
JAPAN LIVESTOCK
INDUSTRY ASSOCIATION

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であるもの）
- ③ 認定新規就農者(※2)
- ④ 目標地図に位置付けられた者（※3）
- ⑤ 集落営農組織
（※1）農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいう。
（※2）農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいう。
（※3）農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいう。

2. 借入条件

（1）資金の使途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等(物価高騰、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合（※）に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
（※）売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- （2）借入限度額 ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
 ② ①以外の場合：600 万円

- （3）借入金利： 1. 25%～1. 85%（令和 7 年 10 月 21 日現在）

- （4）償還期限： 15 年以内（うち据置期間 3 年以内）

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい（災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります）。

5. 問い合わせ先

- （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

万一の高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて

家畜防疫互助事業 にご参加を！



養鶏・その他家きん農家の皆様へ

本事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営の安定を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに要する経費等を相互に支援する仕組みに、国（独立行政法人農畜産業振興機構）が補助を行うものです。

早めに参加して、経営に安心を!!

一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内
TEL 03 (3297) 5515 FAX 03 (3297) 5519

事業の概要

- 本事業は、一般社団法人日本養鶏協会（以下、当協会）が独立法人農畜産業振興機構（以下、機構）に選定され実施する、国の補助事業です。
- 国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう（以下、鶏及びその他家きん）を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法（以下、「家伝法」）に基づき、移動制限等が既に実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は、家伝法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準を遵守しなければなりません。なお、契約時の対象農場は、同条の4に基づく定期報告と同一の農場ごとに申し込みいただきます。
- この事業の対象となる家畜伝染病は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、鳥インフルエンザ等）です。
- 生産者が納付した生産者積立金は、鶏及びその他家きん生産者基金で管理します。鳥インフルエンザ等が発生した場合は、本基金と機構からの補助金を合わせ、これを原資に互助金が交付されます。

第9期（令和6年度 ～令和8年度）制度上の主要改正点

- ✓ **“単年度制”への移行** 1年度ごとに生産者積立金を積み立て、その年度に発生した対象疾病に対する互助金の交付はこの積立金を限りとして行います（基金の規模を超えて互助金の交付が見込まれる場合も、今後追加の積立てを求めることはせず、一律割合で均しく減額し交付を行います）。☞ 6参照
なお、毎年度末には、当年度分の最大交付額が想定できることから、それを基に最終的な生産者積立金に余剰が見込まれる場合には、暫定的な返戻を行う方向で検討を進めています（翌年度の生産者積立てと時期が重なれば、返戻金額を差引き払込み可能とする等、参加者の負担軽減に配慮）。☞ 6参照
また、移行に伴い、契約関係は、第9期共通の基本的事項を定める基本契約と各年度における対象農場及び羽数等、個別条件を定める年次契約によるものとし、それぞれ様式を見直しました。☞ 1、2参照
- ✓ **育成鶏日齢の上限設定** 採卵鶏及び種鶏の育成鶏日齢は、参加者が契約において任意に設定いただきます。☞ 7参照
- ✓ **互助金交付申請の期限** 対象疾病発生後、互助金の交付申請を行う期限が新たに設けられることになりました。☞ 8参照

※ 第8期からの変更点は、以降の説明でも、赤字/下線で表示しております。

1. 事業の制度、参加

- 本事業の制度については、機構の「畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱」別添5の2(以下、「実施要綱」)、これに基づく業務運営に関しては、当協会の「家畜防疫互助基金支援事業業務方法書」(以下、「業務方法書」)をご参照ください。
- 「実施要綱」及び「業務方法書」に従い、「家畜防疫互助金交付基本契約書」(以下、「基本契約書」)及び「家畜防疫互助金交付年次契約申込書」(以下、「年次契約書」)を当協会と取り交わすことによって、本事業にご参加いただけます。
 - 「基本契約書」 第9期中の対象3年度に共通適用される基本的条件を規定
 - 「年次契約書」 各年度の対象農場・鶏種・羽数等の個別加入条件を規定上記文書・様式は、当協会HP(<https://www.jpa.or.jp/prevention/index.html>)にも掲載しておりますので、ご参照ください。

2. 契約の期間

- 契約の期間は、「基本契約」は締結から対象3年度の各事業が全て終了するまで、「年次契約」は申込の承諾から対象年度の事業が終了するまでとなります。
より具体的には、加入を希望する生産者(以下、加入申込者)が、当協会の案内に従い特定期限内に「基本契約書」及び「年次契約申込書」(両者を合わせ、以下、加入契約書)の締結を完了し、当協会が別途個別に指定する期日までに生産者積立金を納付した場合は、この契約書締結日を契約の始期とします。納付が期日に遅延すると、当該納付日が契約始期となりますので、ご注意願います。
- 前年度から(令和6年度の場合は第8期から)継続して事業に参加する生産者(以下、継続事業参加者)の場合には、契約始期の扱いにつき特例を設けていますので、詳細は加入契約書を十分ご確認ください。

3. 参加対象者

- 国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうの飼養者が対象者となります。
- 家伝法に基づく飼養衛生管理基準を遵守していることが、事業参加の前提となります。

4. 鶏の契約区分、企業型について

- 対象家さんの内、鶏については、契約時に企業型/家族型いずれかの区分を選択して加入いただきます。
- 企業型については、対象疾病発生後も雇用が確保されることを趣旨としていることから、加入時に雇用実態があり、且つ発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入の条件としており、常時雇用する従業員（生計を一にする者を除く）の数が1人以上の事業主または会社が対象となります。
- 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内につき1回に限り、契約区分（家族型/企業型）を変更することができます。

5. 対象農場、契約羽数

- 互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、対象年度(1年間)において契約農場ごとに飼養が見込まれる羽数で申し込んでください。
- 複数の農場で飼養している場合は、「家伝法」に基づき管轄都道府県知事に対して行う、飼養及び衛生管理状況等に係る定期報告等と同一の農場単位で区分し飼養羽数を申告いただくこととなります（鳥インフルエンザ等発生時の防疫措置における対象農場との齟齬から生ずる契約トラブルを避けるため、非常に重要なポイントです）。
- 契約羽数は、毎年度途中で見直し（羽数変更）が可能です。ただし、契約羽数を減らしても、その分の既積立金は返還されませんので、ご注意ください。

6. 生産者積立金の納付

- 加入時に納付する生産者積立金の額は、毎年度、生産者積立金の所定単価に契約羽数を乗じて求め、当協会の請求に基づいて納付していただきます。
- 仮に、鳥インフルエンザ等の発生状況等により、互助金支払い総額に対して生産者積立金総額が不足することになったとしても、追加の積立てを行うことはありません。このような場合、互助金を一律の割合で均等に減額し、積立金総額の範囲内で交付することになりますので、ご承知おきください。
- 毎年度初の積立て時に、前年度の返戻が見込める場合はこれを差引いた残額のみ納付を可能とし、負担軽減を図ることも検討中です（毎年募集時に都度案内）。

7. 生産者積立金の単価

- 国内外の鳥インフルエンザ等の発生状況も踏まえ、適正な基金規模を維持するよう、単価を設定しております。鶏及びその他家きんの種類ごとの生産者積立金の単価(令和6年度適用)は以下のとおりです。

鶏(家族型)	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	6円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	3円
	肉用鶏	1羽当たり	0.2円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	8円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	4円
鶏(企業型)	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	8円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	4円
	肉用鶏	1羽当たり	0.3円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	12円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	5円
う ず ら		1羽当たり	1.5円
あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥		1羽当たり	2円
だちょう		1羽当たり	190円

※ 当期より、採卵鶏及び種鶏の育成鶏に係る日齢上限は、年次契約において加入者が自己申告で設定することになりました。

8. 互助金の交付と申請

- 経営支援互助金は、鶏及びその他家きんの種類ごとの交付単価及び契約羽数を上限として、殺処分羽数又は導入計画羽数のいずれか少ない羽数に基づき交付されます。契約羽数は、対象疾病発生年度の年次契約で定めますが、継続事業参加者の場合の特例がありますので、詳細は加入契約書をご確認ください。
- 互助金交付額認定委員会において、互助金交付額を認定した上で、互助金が支払われます。ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には互助金が支払われない場合や減額される場合(例:「家伝法」に基づく「へい殺等手当金等」交付における減額割合も参照)があります。
- 交付を受ける場合は、当協会の手続に従い、必要書類を添え所定の様式を用いて申請を行っていただきます。当期より、互助金の交付申請に期限が設けられましたので、特にご注意が必要です。原則、発生した年度内としますが、一定の要件に基づき、最長で対象疾病が発生した年度の翌々年度末まで(令和6年度の発生は最長で令和8年度末まで)申請が猶予されます。

9. 互助金の種類と交付単価

経営支援互助金

契約対象農場において、該当農場の経営を再開する場合に、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等を支援

焼却・埋却等互助金

殺処分した鶏及びその他家きんを焼却・埋却等するために、生産者自ら負担したその経費を支援

互助金の種類と交付上限単価（1羽当たり単価の算定限度額）は以下のとおりです。

家畜の種類		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
鶏（家族型）	採卵鶏（成鶏）	790円	80円
	採卵鶏（育成鶏）	370円	
	肉用鶏	25円	
	種 鶏（成鶏）	1,020円	
	種 鶏（育成鶏）	470円	
鶏（企業型）	採卵鶏（成鶏）	970円	
	採卵鶏（育成鶏）	450円	
	肉用鶏	30円	
	種 鶏（成鶏）	1,300円	
	種 鶏（育成鶏）	600円	
う ず ら		200円	
あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥		320円	
だちょう		31,900円	3,520円

10. 互助金単価算定について

- 互助金単価は、交付上限単価の枠内で、機構の所定計算式に互助金交付の申請書類で示される諸データを代入して算定します。申請書類が揃いませんと互助金単価/交付額が定まりませんので、ご理解とご尽力をお願い申し上げます。

11. 加入手続き

- 加入申込者は、「基本契約書」及び「年次契約書」を当協会に提出します。
- 申込みを受けた当協会は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求します。その際、積立金合計額に対し業務運営事務手数料（4%相当）を申し受けるものとし、併せ請求させていただきます。
- 加入申込者は、当協会が指定する口座及び期日（請求書に個別記載）に生産者積立金等を納付します。

雇用調整助成金のご案内

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由で
事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が
一時的に休業や教育訓練等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に
休業手当、教育訓練・出向中の賃金の一部を助成します



詳細は
雇用調整助成金ガイドブック
をご確認ください

主な支給要件

雇用保険適用事業所が雇用保険被保険者に対して実施する休業

最近 **3 か月** の生産量等の **生産指標** が前年同期と比べて **10%以上減少**

最近 **3 か月** 間の **雇用保険被保険者数等** の月平均値が
前年同期と比べ、**一定規模以上増加していない**

実施する休業等が **労使協定に基づいた休業等の実施**

休業手当、教育訓練・出向中の賃金に対する助成率、助成額

	中小企業	大企業	教育訓練実施時加算
休業手当、教育訓練・ 出向中の賃金に対して	2/3	1/2	+ 1,200円

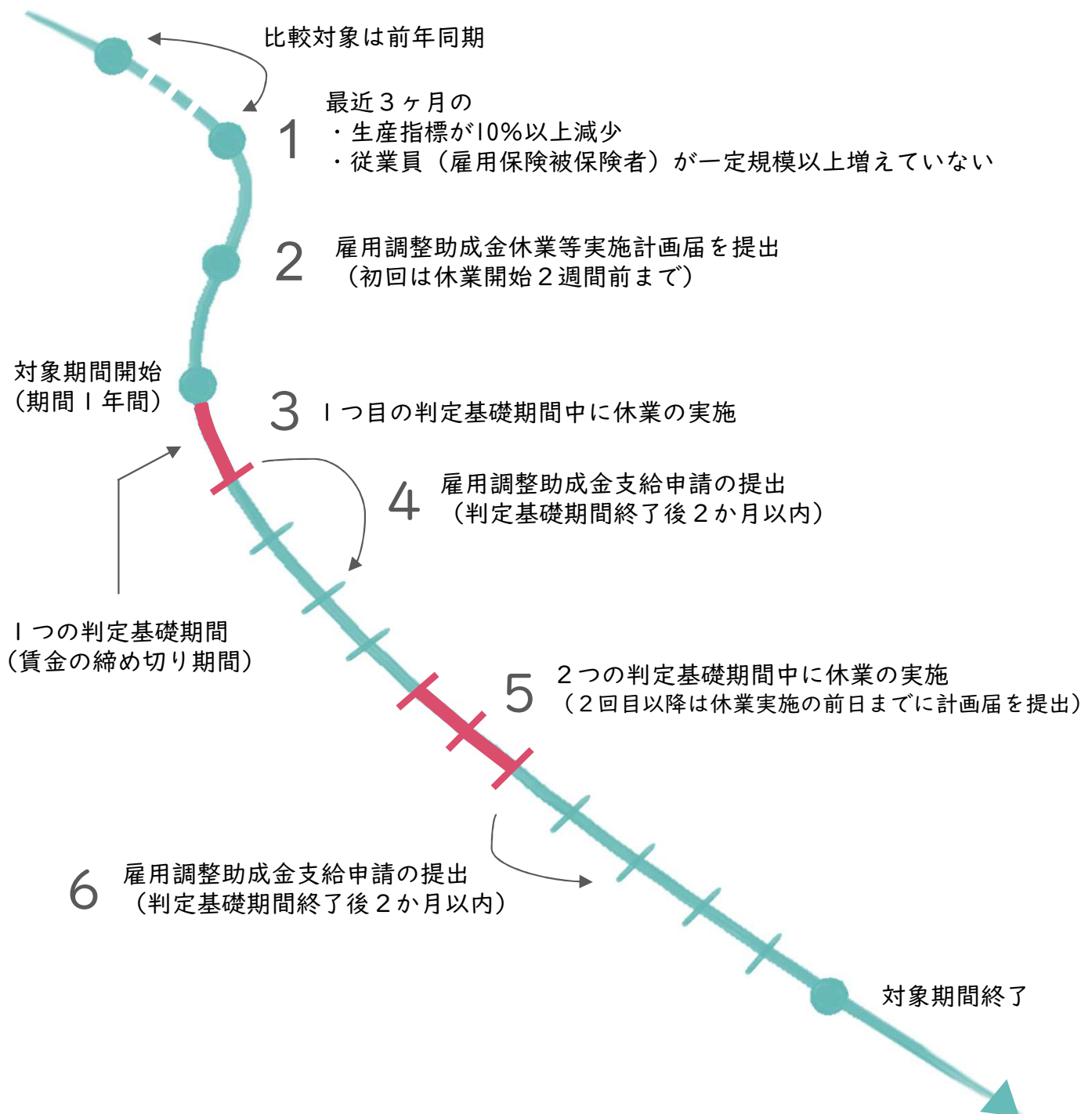
支給日数30日経過後の次の申請分から
休業・教育訓練のうち **教育訓練実施率** が

10%未満	1/2	1/4	+	1,200円
20%以上	2/3	1/2	+	1,800円

※支給日数は助成対象となる休業等延日数を雇用保険被保険者数で除した値
※支給日数の上限は1年100日、3年150日
※助成率に関わらず対象労働者1人あたり日額 8,870円 が上限(令和7年8月1日現在)

雇用調整助成金の受給までの流れ

休業を行う場合



※実際に従業員に支払った休業手当（労働基準法に基づくもの）に対して助成します。
※支給申請には休業を実施したことがわかるタイムカードや賃金台帳が必要です。
※詳細は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

雇用調整助成金の支給のイメージ（鳥インフルエンザの場合）

- 雇用調整助成金は、「景気の変動、産業構造の変化その他の**経済上の理由**により、事業所において、**急激に事業活動の縮小を余儀なくされた**」雇用保険適用事業主であることを法令上の要件としており、**当該事業主が従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度**。
- **鳥インフルエンザを直接的な理由（家畜伝染病予防法に基づく家さんの殺処分、農場の消毒等の防疫措置、移動制限等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象にならない**（過去に鳥インフルエンザの被害が生じた場合も同様の対応）。
- 一方、**発生農場であっても、例えば移動制限等の法令上の制限が解除された後において、新たに種鶏や採卵鶏等が購入できないなど発生前の規模で事業再開できない「経済上の理由」があり、これに伴い事業活動が縮小した場合は、要件を満たせば支給対象**となりうる。

上段：雇用調整助成金活用可否
下段：農林水産省等における支援

	「経済上の理由」に該当する可能性	
	家畜伝染病予防法に基づく措置 （殺処分等の防疫措置、移動制限等）実施中	家畜伝染病予防法に基づく措置 （移動制限等）解除後
発生農場	×（注１） 家畜伝染病予防法に基づき、手当金・特別手当金を交付するほか、家畜防疫互助事業、家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能	○（注２）
発生農場以外の農場 （移動制限・搬出制限の影響を受けた農場）	×（注１） 家畜伝染病予防法に基づき、売り上げの減少額等について交付するほか、家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能	○（注３） 家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能
臨床検査陰性など 所要の条件を満たす場合	○（注４）	
上記以外の関連事業者 （飲食店、運送業者、食鳥処理場等）	○（注４） このほか、セーフティネット貸付が活用可能（日本政策金融公庫中小企業事業・国民生活事業での取扱）	

（注１）「経済上の理由」ではなく、家畜伝染病予防法に基づく事業活動縮小のため。

（注２）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく経営再開に必要な検査等終了後（発生農場については防疫指針第14の2の検査終了後）以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比 10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

（注３）移動制限等解除後以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比 10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

（注４）生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比 10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。